

協働のまちづくり推進条例 制定に向けて

平成26年12月5日
大牟田市市民協働総務課

■ 目次

1. 条例制定にかかる現状と課題

・・・P3～P12

2. 協働のまちづくりの取り組みの経過について

・・・P12～P20

3. 条例原案の検討経過について

・・・P21～P26

1. 条例制定にかかる 現状と課題

協働がなぜ求められるのか？

▶ **地方分権の進展**

▶ **少子高齢化・人口減少**

▶ **価値観と市民ニーズの複雑・多様化**



課題

地方分権の進展

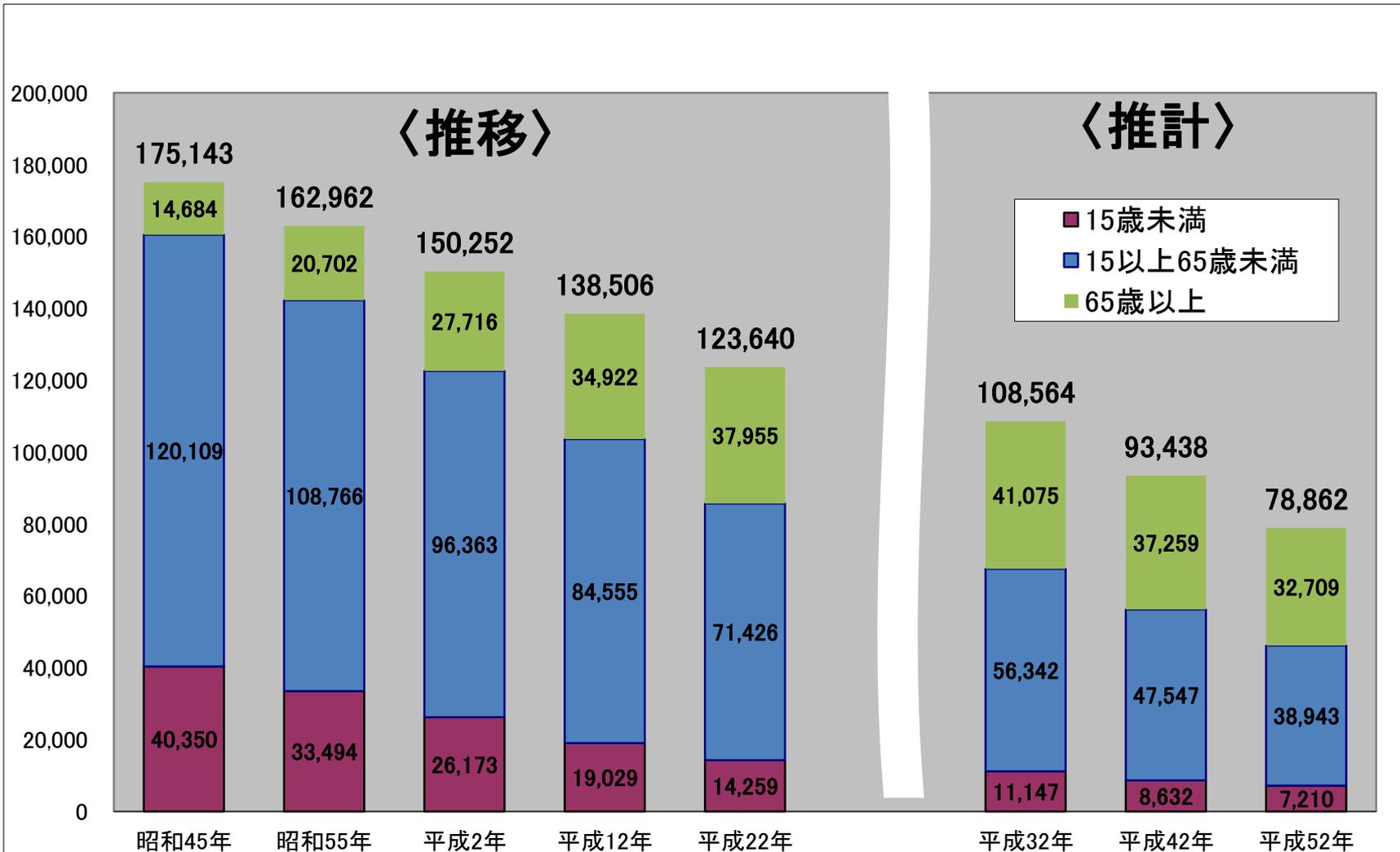
課題

国主導の全国一律の基準では、様々な地域課題に対応することが困難な状況が生じてきた



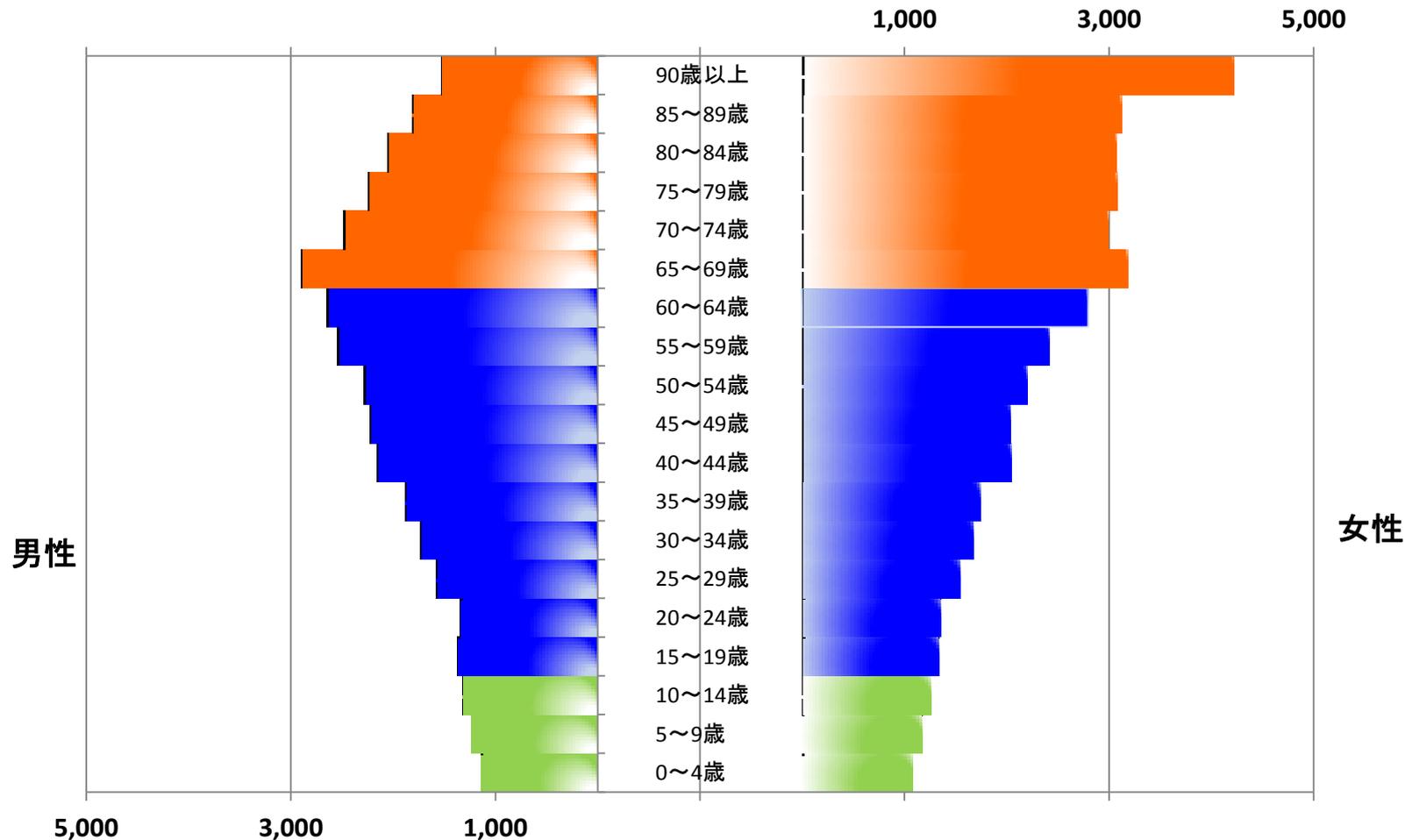
地方分権の進展 = 地域の特性を生かし、自らの地域のことは自らの責任で決定する

少子高齢化・人口減少



出典：総務省『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(2012年1月推計)出生中位・死亡中位推計』

2040年（H52年）の人口分布（推計）



出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（2012年1月推計）出生中位・死亡中位推計』

課題

少子高齢化・人口減少

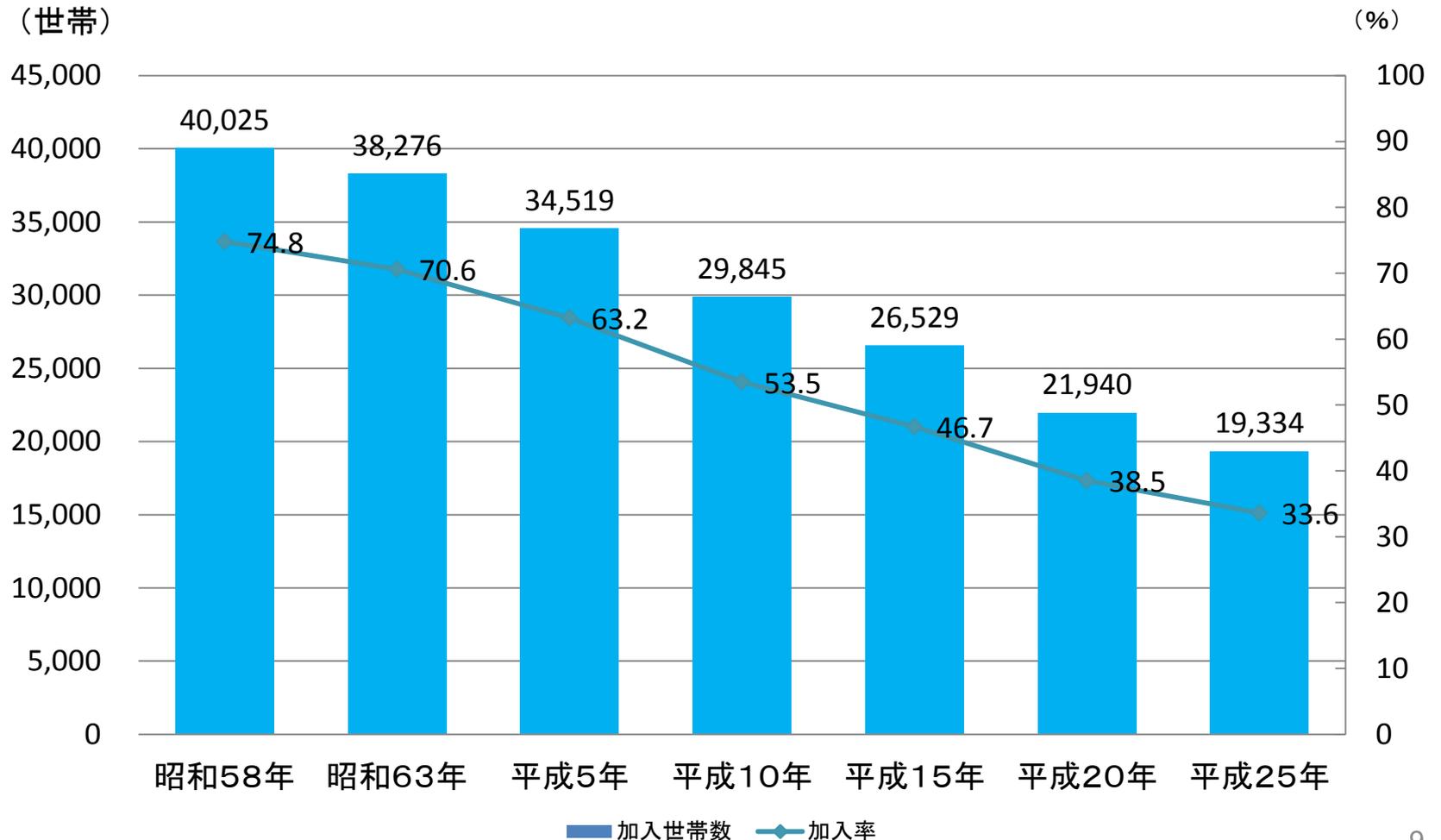
- ・ 社会保障費の増加、税収の減⇒地方財政の悪化
- ・ 地域コミュニティの担い手不足による地域社会の疲弊 等

これまで行政が担ってきた公共サービスを今後も行政だけで担い続けることが困難な状況

住民と行政が連携・協力を深めお互いに補完し共に力を合わせていくことが重要

価値観と市民ニーズの複雑・多様化

町内公民館の加入世帯数と加入率の推移



課題

価値観と市民ニーズの複雑・多様化！

地域のつながりの希薄化・社会的課題の複雑・多様化

地域コミュニティ
機能の低下

- ・ 地域の見守り力の低下
- ・ 地域的美観・衛生の悪化
- ・ 防災・防犯力の低下 等

地域コミュニティの活性化

行政だけで公共サービス全
般への対応が困難

- ・ 保健・医療・福祉の社会的課題の多様化
- ・ 防災・災害救援活動の更なる充実 等

市民活動の活性化

まとめ

- ・ 地方分権の進展
- ・ 少子高齢化、人口減少
- ・ 価値観と市民ニーズの複雑・多様化

〈課題解決の糸口〉

- ① 自らの地域のことは自らの責任で決定
- ② 市民と行政が互いに連携し協力
- ③ 地域コミュニティと市民活動の活性化

『自助・共助・公助』による **協働のまちづくり** の必要性

自助：自分でできること
共助：みんなでできること
公助：行政でできること

2. 協働のまちづくりの取り組み の経過について

『協働のまちづくり』の主な取組

○昭和57年 大牟田市民憲章制定

大牟田市民憲章 昭和57年7月21日制定

私たちは、三池山と有明の海に抱かれ、燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。

私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田の町をきずくため、この憲章を定めま

す。

1. 活気ある豊かな町にしましょう。

1. 自然と調和したきれいな町にしましょう。

1. 教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。

1. 親切的な、心あたたかい町にしましょう。

1. きまりを守り明るい町にしましょう。

○平成15年 大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針策定

○平成17年 大牟田市市民活動促進指針策定

○平成22年 地域コミュニティ基本指針策定
(校区まちづくり協議会の形成)



○平成10年 各校区の地域リサイクル集積所
での資源物回収開始

○平成21年 ご近所支え合いネット(大牟田市
災害時等要援護者支援制度)の
開始



支え合いがあるまちは、災害に強いまち

『校区まちづくり協議会』の形成



21校区中15校区で
校区まちづくり協議会が設立

〈主な活動〉

子ども見守り隊、高齢者の見守りや訪問活動、広報紙の発行、環境美化活動、地域のお祭り、運動会等



全校区への設立を目指す

市民活動の活性化

市民活動等多目的交流施設
『えるる』の開設



市民活動サポートセンターの設置
(NPO法人やボランティア団体の市民活動の活性化)



市民活動とは

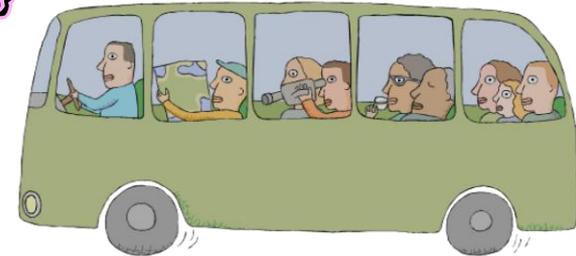
手話



料理教室



コミュニティバス



市民活動とは、
市民が自主的、
自発的に行なう
営利を目的とし
ない公益性のあ
る活動をいいます。

市民活動補償制度

環境美化などの公益的・公共的な活動中の事故を補償するための制度

保険



市民活動補助制度

NPO法人やボランティア団体など市民活動団体の基盤強化や活動領域の拡大を図り、公益性のある市民活動を促進させために、市民活動団体を支援するための補助制度



まとめ

協働のまちづくりに向けての着実な取り組み



協働のまちづくりの実践的な取り組みがなされている



なお
一層

地域コミュニティの活性化と市民活動の活性化が必要

3. 条例原案の検討経過について

本市が制定を目指す条例の類型について

	◎市民参加・協働型条例	自治（まちづくり）基本条例	
		フルセット型	サブセット型
性格	市政への市民参加を推進するための必要事項（パブリックコメント制度など）を規定することによって、市政運営への市民の参加と協働を推進し、市民自治によるまちづくりを推進することを目的とした条例。	自治体の憲法ともいわれる。自治に関する基本的な事項（自治の基本理念、自治体運営の基本原則、各主体の責務・役割など）を定めた条例であり、自治体法の体系の頂点に位置づけられる。条例制定により、その他の条例、規則、計画などの全ての施策が条例に基づき実施される。また、住民投票に関する規定が盛り込まれている。	フルセット型の条例に含まれる要素の一部を具備していない条例。理念のみを規定している理念条例、主体の対象から議会を除外している準自治基本条例、行政運営事項のみ規定している行政基本条例などに分類される。
構成要素	①理念 ②市民の役割 ③市の役割 ④事業者、市民活動団体の役割 ⑤市民参加、協働の仕組み ⑥協働推進の施策	①理念 ②市民の権利・役割 ③自治実現の制度・仕組み ④市・議会の組織・運営・活動に関する基本事項 ⑤最高法規性	左記①～⑤のうちの一部
条例の対象	○市民 ○行政 ○地域コミュニティ組織 ○市民活動団体 ○事業者	○市民 ○行政 ○議会 ○地域コミュニティ組織 ○市民活動団体 ○事業者	△市民 ○行政 △議会 △地域コミュニティ組織 △市民活動団体 △事業者

協働のまちづくり推進条例の制定の目的

市民と行政が協働の取組みを共有し実践していくために

協働のまちづくり推進条例の制定



協働の理念（あるべき姿）と目的を共有
市民と行政の役割の明確化
協働の推進のルール
地域コミュニティの活性化
市民活動の促進

等

『まちづくり基本条例市民検討会』とは

- 設置目的：条例に市民の意見や考え方を幅広く反映させる
- 役割：
 - 協働のまちづくりを推進のための課題の抽出と解決策の検討
 - 条例に盛り込む内容や項目など条例原案の取りまとめ



市民意見の反映された条例づくり

市民検討会の構成

委員構成	人数
学識経験者	1名
市民公募委員	27名
合計	28名

※ファシリテーター(議論調整役)2名

市民公募委員の構成

年齢	人数	全体構成比	男女(人数)	
			男	女
20代	9人	33%	6人	3人
30代	4人	15%	3人	1人
40代	4人	15%	1人	3人
50代	4人	15%	3人	1人
60代	4人	15%	4人	—
70代	2人	7%	2人	—
合計	27人	100%	19人	8人

まとめ

市民

協働

地域

行政

将来にわたって安心して心豊かに
暮らし続けられる活力と活気に満
ちた地域社会の実現！

